

八代市景観条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 景観計画（第 6 条）

第 3 章 行為の規制等（第 7 条—第 11 条）

第 4 章 公共事業等における景観形成（第 12 条—第 14 条）

第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 15 条—第 18 条）

第 6 章 特定事業者との景観形成協定（第 19 条）

第 7 章 市民の景観形成活動（第 20 条・第 21 条）

第 8 章 表彰、助成等（第 22 条—第 24 条）

第 9 章 八代市景観審議会（第 25 条）

第 10 章 雑則（第 26 条）

附則

私たちのまち八代では、球磨川や氷川の流れて開けた八代平野や山間部、河川沿いの集落を中心に、古くから人々が暮らしや生業を営み、地域固有の景観を育んできた。

これらの景観は、歴史や文化、風土など、時間の流れに育まれた地域の物語が、現代の暮らしの風景として形づくられてきたものであり、地域の誇りや魅力となるものである。

私たちは、先人達が大切に育んできた郷土の景観を市民共有の財産として受け継ぎ、未来へつないでいくため、これらの景観を守り、育み、新しいものをつくるときは、地域固有の景観や風土との調和に配慮することで、地域に寄り添う暮らし方を実践していかねばならない。

「景観を育むことは、人の心を育むこと。」

このような考えで、人と風景がともに輝く、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よい誰もが誇れるまちにしていくことを決意し、ここに八代市景観条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性を活かした良好な景観の形成を総合的に推進し、市民にとって誇りと愛着のもてる郷土づくりに資するこ

とを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（塀を除く。以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるもの（以下「工作物」という。）をいう。
- (3) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (4) 景観重点地区 次のいずれかに該当する地域のうち、市域の景観形成上重要な区域として景観計画で定める区域をいう。
 - ア 山、海、河川等の自然の風景を有する地域
 - イ 歴史的遺産を有する地域
 - ウ 田園風景を有する地域
 - エ 道路及びその周辺の地域
 - オ 都市施設の集積地域
 - カ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める地域
- (5) 特定施設届出地区 市域において、建築物等が集積し、又は集積すると予想される地域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。）の沿道の区域であって景観計画で定める区域をいう。
- (6) 一般地区 景観計画で定められた区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、景観重点地区を除く区域をいう。
- (7) 特定施設 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）、広告塔、広告板その他地区の景観を構成する上で重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観形成を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、積極的に実施するものとする。

2 市は、公共施設を整備するに当たり、景観形成について先導的役割を果たすものとする。

3 市は、景観形成に関する啓発、知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じるものとする。

4 市は、景観形成に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、土地の利用等の事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に積極的に協力するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に積極的に協力するものとする。

第2章 景観計画

第6条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画には、本市の景観形成を効果的かつ総合的に推進するため、景観重点地区、特定施設届出地区、一般地区その他必要な地区を定めることができる。

3 景観計画には、次条第1項及び第2項に掲げる行為に係る景観形成のための行為の制限に関する事項のほか、景観形成に関し必要な事項について定めることができる。

第3章 行為の規制等

（届出対象行為等）

第7条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為は、次に掲げる行為とする。

（1）特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設であって、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区（景観重点地区を除く。次項において同じ。）に係るものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

（2）一般地区における次に掲げる行為

ア 建築物で、その高さ若しくは建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築（増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この号において同じ。）、改築（改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この号において同じ。）若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

イ 柵若しくは塀又は擁壁を除く工作物で、その高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）若しくはその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観

を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

ウ 柵又は塀で、その高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

エ 土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋め立て又は干拓を含む。以下同じ。）で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

オ 地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

カ 木竹の伐採（森林保護のための間伐等の行為を除く。）で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの

キ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積（規則で定める堆積の期間を超えるものに限る。）で、その行為に係る高さ及び面積が規則で定める規模を超えるもの

（3）景観重点地区における次に掲げる行為

ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

イ 次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

（ア）第2条第2号の規則で定める工作物

（イ）室外機、自動販売機、街路灯、カーブミラー又はバス停

ウ 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は規則で定める高さを超える擁壁を生じるもの

エ 樹高が規則で定める高さを超える木竹の伐採

オ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その行為に係る面積が規則で定める面積を超え、かつ、規則で定める堆積の期間を超えるもの

2 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。

（1）特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設であって、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去

（2）一般地区における建築物等（擁壁を除く。）の撤去

- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該変更により第9条第2項に掲げる行為に該当することとなる場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 法第16条第1項及び第2項並びに前2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 市長は、第2項及び第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 6 前項の勧告は、第2項又は第3項の規定による届出があった日から30日以内にしなければならない。
- 7 法第16条第2項の規定による変更の届出は、当該変更が同条第3項の勧告に従うことにより生じるとき、又は法第17条第1項の規定による命令に従うことにより生じるときは、することを要しない。
- 8 第3項の規定による変更の届出は、当該変更が第5項の勧告に従うことにより生じたときは、することを要しない。

(国、地方公共団体等の特例)

第8条 国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う行為については、前条第2項の規定による届出をすることを要しない。

- 2 前項の場合において、国等は、前条第2項に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。協議した事項を変更するときも、同様とする。

(適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する行為以外の行為及び次に掲げる行為とする。

- (1) 特定施設届出地区における行為に係る通常管理行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 一般地区における行為に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (3) 景観重点地区における行為に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

- 2 第7条第2項及び第3項の規定による届出は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 特定施設届出地区における建築物等の撤去で規則で定めるもの
- (2) 一般地区における建築物等の撤去で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項の規定

により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

（事前協議）

第11条 第7条第1項及び第2項の規定により届出をしようとする者は、当該届出の30日前までに、規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により協議を行う者に対し、景観計画に定める景観形成基準に従い、必要な指導、助言又は要請を行うことができる。

3 第1項の規定による協議を行った者は、当該協議を終えた日から第7条第1項及び第2項の規定による届出を行うことができる。

第4章 公共事業等における景観形成

（公共事業等景観形成指針）

第12条 市長は、公共事業、公共施設の建築等で市域の景観形成に著しい影響を及ぼすもの（以下「公共事業等」という。）について景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定めるものとする。

（公共事業等景観形成指針の遵守等）

第13条 市は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

（空地及び空家の管理等に関する要請）

第14条 市長は、景観重点地区において、空地又は空家（以下「空地等」という。）がその周辺の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地等の所有者、占有者又は管理者に対し、景観の形成に配慮した適正な空地等の管理又は利用を図るよう要請することができる。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物の指定手続）

第15条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、第9章に規定する八代市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（景観重要樹木の指定手続）

第16条 前条の規定は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定について準用する。

（景観重要建造物の管理基準）

第17条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）景観重要建造物の外観に係る腐食及び劣化の防止その他管理上必要な修繕は、速やかに行うとともに、従前の外観を変更することのないようにすること。

（2）景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、消火器の設置その他必

要な防災上の措置を講ずるとともに、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認められる場合は、遅延なく市と協議し、滅失又は毀損を防ぐための措置を講ずること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理基準)

第18条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の予防、駆除その他必要な措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他必要な管理を行うこと。

(3) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死する恐れがあると認められる場合は、遅滞なく市と協議し、滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要と認める措置を講ずること。

第6章 特定事業者との景観形成協定

第19条 市長は、市域の景観形成を図る上で必要があると認めるときは、その事業に係る一団の土地の面積が規則で定める面積を超えるもの（以下「特定事業」という。）を営み、又は営もうとするもの（国等を除く。）と景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる区域に関する事項

(2) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項

(3) 駐車場等附帯施設の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項

(4) 協定の有効期間に関する事項

(5) 協定の廃止又は変更の手続に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

3 市長は、第1項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

第7章 市民の景観形成活動

(景観形成住民団体等)

第20条 法第11条第2項の条例で定める団体は、地域の景観形成に関する活動を目的として活動を行っている団体で規則で定めるものとして市長が認定した団体（以下「景観形成住民団体」という。）とする。

2 景観形成住民団体の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観形成住民団体が認定の要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（景観形成住民協定）

第21条 景観計画区域における土地（道路、河川、公園その他公共の用に供する土地を除く。）又は建築物等を所有し、又は管理する者（国等を除く。）は、一定の区域を定め、当該区域の特性に応じた景観形成を図るため、景観形成に関する協定（以下「景観形成住民協定」という。）を締結し、市長にその認定を申請することができる。

2 第19条第2項の規定は、景観形成住民協定について準用する。

3 市長は、第1項の規定による景観形成住民協定の認定の申請があつた場合において、審査の上、規則で定める要件を満たし、市域の景観形成に資すると認めるときは、当該景観形成住民協定の認定をすることができる。

4 市長は、前項の規定により景観形成住民協定の認定をしたときは、その内容を公表するものとする。

第8章 表彰、助成等

（啓発）

第22条 市長は、事業者及び市民に対し、本市の景観施策に係る知識の普及及び啓発に努めるものとする。

（表彰）

第23条 市長は、次に掲げる者を表彰することができる。

（1）優れた景観形成に寄与していると認める建築物等の設計者、施工者、所有者等

（2）前号に掲げるもののほか、優れた景観形成に貢献していると市長が認める個人又は団体

（景観形成に係る助成等）

第24条 市長は、景観重要建造物若しくは景観重要樹木の維持若しくは保全又は景観重点地区内の建築物等の修景のために必要があると認めるときは、その所有者等に対し、規則で定めるところにより、技術的援助を行い、又は維持若しくは保全又は修景に要する経費の一部について予算の範囲内で助成をすることができる。

2 市長は、景観形成に著しく寄与すると認められる景観形成住民団体の活動に対し、規則で定めるところにより、必要な技術的支援を行い、又は当該活動に要する経費の一部について予算の範囲内で助成をすることができる。

第9章 八代市景観審議会

第25条 本市における良好な景観の形成に関する重要事項について調査

審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、八代市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）景観計画の変更又は廃止に関する事。
- （2）法第 17 条の規定による命令に関する事。
- （3）この条例の規定によりその権限に属する事項に関する事。
- （4）景観重点地区の指定に関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、景観形成に関し市長が必要と認める事項に関する事。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員 15 人以内をもって組織する。

- （1）景観形成に関し識見を有する者
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 章 雑則

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第 98 条第 3 項の規定による公示の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、市の区域において熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日以後において、第 6 条の景観計画を定めるまでの間は、熊本県景観条例の規定により定めた景観計画は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。

4 施行日前に熊本県景観条例第 16 条第 4 項の規定により市長の推薦を受けて熊本県知事の認定を受けた景観形成住民協定は、第 21 条第 3 項の規定により市長の認定を受けた景観形成住民協定とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

八代市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び八代市景観条例（令和元年八代市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める工作物)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に掲げるものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板
- (13) 太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。以下同じ。）

(規則で定める特定施設)

第4条 条例第2条第7号の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する営業を行うための施設

- (4) 屋上広告
- (5) カラオケボックス
- (6) コインパーキング
- (7) 太陽光発電施設

(届出を要する行為の規模等)

第5条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 第3条第2号から第5号まで及び第7号から第12号までに規定する工作物 高さ13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(2) 第3条第6号に規定する工作物 高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(3) 第3条第13号に規定する工作物 高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。))の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。第9条第1項第1号ウ(カ)において同じ。)13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。同号ウ(カ)において「事業区域の面積」という。)1,000平方メートル

3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

4 条例第7条第1項第2号エの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

5 条例第7条第1項第2号エの規則で定める規模は、高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

6 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

7 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模は、高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

8 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

9 条例第7条第1項第2号キの規則で定める堆積の期間は、90日とする。

10 条例第7条第1項第2号キの規則で定める規模は、高さ2メートルかつ面積500平方メートルとする。

- 1 1 条例第 7 条第 1 項第 3 号ウの規則で定める面積は、1, 0 0 0 平方メートルとする。
- 1 2 条例第 7 条第 1 項第 3 号ウの規則で定める高さは、0. 5 メートルとする。
- 1 3 条例第 7 条第 1 項第 3 号エの規則で定める高さは、1 0 メートルとする。
- 1 4 条例第 7 条第 1 項第 3 号オの規則で定める面積は、1 0 0 平方メートルとする。
- 1 5 条例第 7 条第 1 項第 3 号オの規則で定める堆積の期間は、9 0 日とする。

(行為の届出)

第 6 条 条例第 7 条第 4 項に規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 一般地区における行為 一般地区における行為の(変更)届出書(様式第 1 号) 及び行為の種類に応じて別表第 1 に定める図面
- (2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第 2 号) 及び行為の種類に応じて別表第 2 に定める図面
- (3) 景観重点地区における行為 景観重点地区における行為の(変更)届出書(様式第 3 号) 及び行為の種類に応じて別表第 3 に定める図面(勧告の通知)

第 7 条 市長は、法第 1 6 条第 3 項又は条例第 7 条第 5 項の規定による勧告を行う必要があると認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を景観計画区域内行為勧告通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社

(10) 地方道路公社

(11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第9条 条例第9条第1項第1号及び同条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設に係る次に掲げる行為

ア 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

ウ 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

(ア) 第3条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。)

(イ) 第3条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が5メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が5メートルを超えるものを除く。)

(ウ) 第3条第6号に規定する工作物で、高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が10メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が10メートルを超えるものを除く。)

(エ) 第3条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)

(オ) 第3条第12号に規定する工作物で、表示面積が1平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の表示面積が1平方メートルを超えるものを除く。)

(カ) 第3条第13号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下かつ事業区域の面積が100平方メートル以下のもの

エ 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

(ア) 熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年条例第 66 号）第 6 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するもの

(イ) 張り紙、張り札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90 日を超えて継続して掲出又は表示されないもの

(ウ) 表示面積が 1 平方メートル以下のもの

(エ) 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

オ 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

カ 地盤面下又は水面下における行為

キ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ク 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該特定施設届出地区の決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

2 条例第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規則で定める行為は、前項第 1 号エからクまでに掲げる行為とする。

3 条例第 9 条第 2 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の撤去で、これらの行為に係る高さが 13 メートル以下又は建築面積が 1,000 平方メートル以下のもの

(2) 次に掲げる工作物の撤去

ア 第 3 条第 1 号に規定する工作物で、高さが 2 メートル以下又は長さが 50 メートル以下のもの

イ 第 3 条第 2 号から第 5 号まで又は第 7 号から第 12 号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となつて撤去される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が 13 メートル以下のもので、かつ、敷地面積が 1,000 平方メートル以下のもの

ウ 第 3 条第 6 号に規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となつて撤去される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が 20 メートル以下のもので、かつ、敷地面積が 1,000 平方メートル以下のもの

(3) 第 1 項第 1 号オからクまでに掲げる行為

（事前協議の提出書類）

第 10 条 条例第 11 条第 1 項の協議は、行為の種類に応じて別表第 1、

別表第2又は別表第3に定める図面を提出して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識）

第11条 法第21条第2項及び法第30条第2項の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）指定番号及び指定の年月日

（2）景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定告示）

第12条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び同項に規定する土地その他の物件を告示するものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を告示するものとする。

（条例第19条第1項の規則で定める面積）

第13条 条例第19条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

（景観形成住民団体の認定要件）

第14条 条例第20条第1項の規則で定める団体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1）活動の内容が景観形成に資すること。

（2）活動の内容が一定期間において継続が可能であること。

（3）活動の内容が他の住民等に対し不利益を与えるものでないこと。

（4）次に掲げる事項を定めた規約を有すること。

ア 目的

イ 名称

ウ 活動地域

エ 活動の内容

オ 事務所等の所在地

カ 構成員に関する事項

キ 役員の定数、任期及び職務に関する事項

ク 会議に関する事項

ケ 会計に関する事項

（景観形成住民団体の認定申請）

第15条 条例第20条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

（1）景観形成住民団体認定申請書（様式第5号）

（2）団体規約

（3）団体の活動区域を示す図面で縮尺が2,500分の1程度のもの

（4）団体の構成員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び

事務所の所在地)を記載した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観形成住民団体の認定通知等)

第16条 市長は、条例第20条第2項の規定による申請があった場合において、審査の上、景観形成住民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定通知書(様式第6号)により、当該申請を行ったものに通知するものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観形成住民団体の認定の取消し)

第17条 市長は、条例第20条第3項の規定により景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観形成住民団体取消通知書(様式第7号)により、速やかにその団体の代表者に通知するものとする。

(条例第21条第3項の規則で定める要件)

第18条 条例第21条第3項の規則で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

(1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。

(2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事項が定められていること。

(3) 有効期間が5年以上であること。

(助成等)

第19条 条例第24条の規定による助成等の基準その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

(景観審議会の組織及び運営)

第20条 八代市景観審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていないときは、市長が招集する。

6 審議会の会議は、会長がその議長となる。

7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

10 審議会に、必要な調査及び研究を行うため、部会を置くことができ

る。

1 1 部会は、部会長及び部員をもって組織する。

1 2 部会長は、建設部建設政策課長をもって充て、部員は、部会長が指名する者をもって充てる。

1 3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる

1 4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

1 5 審議会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。

1 6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第 2 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和元年 7 月 2 4 日規則第 1 0 号)

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 号の改正規定、第 5 条第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 1 0 項の改正規定並びに第 9 条第 1 項第 1 号の改正規定(同号ウに次のように加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条、第 1 0 条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築若しくは新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図 (おおむね縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及	

		び面積	
	立面図（おおむね縮尺200分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 土地の区画形質の変更及び地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断面図の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後ののり面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及	

		び緑化計画 行為中の遮蔽物の位置、 種類、構造及び規模	
	縦横断面図 (おおむね 縮尺100 分の1以上 のもの)		行為の前後に おける土地の 縦断面図及び横 断面図とする。
	構造物等の 詳細図(お おむね縮尺 100分の 1以上のも の)		のり面、擁壁そ の他の構造物 の立面図及び 標準断面図と する。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況 図に示すこと。	行為地を含む 付近の状況が 分かるカラー 写真とする。
3 木竹の 伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図 (おおむね 縮尺1,0 00分の1 以上のも の)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面 積及び高さ 隣接する道路の位置及び 幅員	
	土地利用計 画図(おお むね縮尺 1,000 分の1以上 のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採 計画図に示すこと。	行為地を含む 付近の状況が 分かるカラー 写真とする。
4 屋外に おける土 石、廃棄 物、再生 資源その 他の物件	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図(お おむね縮尺	方位 敷地の形状及び寸法	

の堆積	500分の1以上のもの)	物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第2（第6条、第10条関係）

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設（広告塔、広告板及び屋上広告を除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺200分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺200分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー

			写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 広告塔、広告板及び屋上広告の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告塔、広告板及び屋上広告の位置 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したもの）	広告塔、広告板及び屋上広告の形状、図柄、構造及び寸法 広告塔、広告板及び屋上広告の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 広告物の設置又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（お	方位	

	おおむね縮尺 1 0 0 分の 1 以上のもの)	敷地の形状及び寸法 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺 5 0 分の 1 以上のもので、着色したもの）	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第 3（第 6 条、第 1 0 条関係）

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に

			係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
2 土地の 区画形質 の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 木竹の	位置図	方位	

伐採		道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図 (おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図(おおむね縮尺500分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

様式(省略)

様式第 1 号（第 6 条関係）

一般地区における行為の（変更）届出書		
八代市長 様		令和 年 月 日
届出者 住所(所在地)		
氏名 名称及び 代表者氏名		
電話番号		
景観法第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は八代市景観条例第 7 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 地区の名称	・まちなか景観ゾーン ・その他の景観ゾーン	
2 行為の場所	八代市	
3 行為の期間	着手予定 令和 年 月 日 完了予定 令和 年 月 日	
4 行為の種類	(1) 建築物	用途()
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更
	(2) 工作物	種類又は用途()
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更
	(3) 土地の区画形質の変更	(4) 地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採
	(5) 木竹の伐採	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者名) 電話番号	
6 その他の参考事項		
※他の法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付 年 月 日	※勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根 外壁		
		色 彩	基 調 色	屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)	
	アクセント色		屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)		
	(2) 工作物	種 類	高さ、延長及び 敷地面積	構 造	色 彩
			m m m ²		(マンセル値)
			m m m ²		(マンセル値)
	(3) 土地の区画 形質の変更	目 的	土 地 の 面 積	法面若しくは擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m m	
		採 取 物 の 種 類	土 地 の 面 積	法面若しくは擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m m	
	(5) 木竹の伐採	目 的	樹 種	高さ及び伐採面積	本 数
			m m ²	本	
(6) 屋外における 土石、廃棄物、 再資源その他の 物件の堆積	目的及び物品 の種類	高 さ	物件の水平投影面積	土地の使用期間	
		m	m ²	自 年 月 日 至 年 月 日	
8 景観形成上配慮した事項					

■ 記入上の注意（一般地区）

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）、柵及び塀にあつては種類（例 フェンス、ブロック塀等）を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物（柵及び塀を含む。）にあつては「高さ、延長及び敷地面積」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し（例 淡いグリーン、濃い茶色等）、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて八代市景観条例施行規則別表第1に定める図面（行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

特定施設届出地区における行為の（変更）届出書 令和 年 月 日		
八代市長 様		
届出者 住所(所在地) 氏名 名称及び 代表者氏名 電話番号		
景観法第16条第1項若しくは第2項又は八代市景観条例第7条第2項若しくは第3項の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	八代市	
2 行為の期間	着手予定 令和 年 月 日 完了予定 令和 年 月 日	
3 特定施設の用途	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 ア 第1項第4号施設（マージャン屋、パチンコ屋等） イ 第1項第5号施設（ゲームセンター等） ウ 第6項第4号施設（ラブホテル等）	
	(2) 給油取扱所	(3) 飲食店業を営むための施設 ()
	(4) 物品販売業を営むための施設 ()	(5) 物品貸付業を営むための施設 ()
	(6) ホテル営業又は旅館営業を営むための施設	(7) 広告塔、広告板、屋上広告
4 行為の種類	(8) 太陽光発電施設	(9) その他 ()
	(1) 特定施設	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	(2) 附帯施設	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
5 届出内容に係る照会先	(3) 広告物の設置又は外観の変更	
	住所(所在地) 氏名(名称及び 担当者氏名) 電話番号	
6 その他の参考事項		
※ 他の法令による 地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り 階建て		
		仕 上 材 料	屋根 外壁		
		色 彩	屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)		
	(2) その他の施設	種 類	規模(高さ、面積、延長等)	構 造	色 彩
					(マンセル値)
					(マンセル値)
					(マンセル値)
	(3) 太陽光発電施設	種 類	太陽電池モジュールの形状、寸法及び総面積	構 造	太陽電池モジュール、フレーム及び架台の色彩
	(4) 広告搭、広告板及び屋上広告	種 類	形状及び寸法（広告面の高さ及び面積）	色 彩	
				(マンセル値)	
		(5) 広告物の設置又は外観の変更	種 類	形状及び寸法（広告面の高さ及び面積）	色 彩
				(マンセル値)	
8 景観形成上配慮した事項					

■ 記入上の注意（特定施設届出地区）

- 1 「特定施設の用途」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(3)飲食店業を営むための施設、(4)物品販売業を営むための施設、(5)物品貸付業を営むための施設及び(8)その他にあつては、その種類若しくは用途を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあつては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板、屋上広告若しくは広告物の設置又は外観の変更にあつては「形状及び寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
- 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 9 ※欄は、記入しないこと。
- 10 不要な文字は、抹消すること。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて八代市景観条例施行規則別表第2に定める図面(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

[illegible]

7	(1) 建築物		届出部分		既存部分		合 計	
		敷地面積	m ²		m ²		m ²	
		建築面積	m ²		m ²		m ²	
		延べ床面積	m ²		m ²		m ²	
		最高の高さ	m		m			
		構 造	造り 階建て					
		仕 上 材 料	屋根 外壁					
		色 彩	基 調 色		屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)			
			アクセント色		屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)			
	(2) 工作物	種 類	高さ、延長及び敷地面積		構 造		色 彩	
			m m m ²				(マンセル値)	
			m m m ²				(マンセル値)	
	(3) 土地の区画 形質の変更	目 的		土 地 の 面 積		擁壁の高さ及び長さ		
				m ²		m m		
	(4) 木竹の伐採	目 的	樹 種		高さ及び伐採面積		本 数	
					m m ²		本	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再資源その他の物件の堆積	目的及び物品の種類	高 さ		物件の水平投影面積		土地の使用期間	
		m		m ²		自 年 月 日 至 年 月 日		
8	景観形成上配慮した事項							

■ 記入上の注意（一般地区）

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）、柵及び塀にあつては種類（例 フェンス、ブロック塀等）を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物（柵及び塀を含む。）にあつては「高さ、延長及び敷地面積」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し（例 淡いグリーン、濃い茶色等）、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて八代市景観条例施行規則別表第3に定める図面（行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。

令和 第 年 月 日 号

様

八代市長 印

景観計画区域内行為勧告通知書

令和 年 月 日付けで届出があった行為については、八代市景観計画に定める当該行為についての制限に適合していないので、（景観法第 1 6 条第 3 項・八代市景観条例第 7 条第 5 項）の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

- 1 地区名
- 2 行為の場所
- 3 勧告事項

景観形成住民団体認定申請書

令和 年 月 日

八代市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名 名称及び
代表者氏名

電話番号

景観形成住民団体の認定を受けたいので、八代市景観条例第20条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 団体の名称 | |
| 2 | 団体の事務所の
所在 | |
| 3 | 代表者の住所
及び氏名 | 住所
氏名 |
| 4 | 団体の構成員数 | |
| 5 | 活動区域 | |
| 6 | 主たる活動内容 | |
| 7 | 添付書類 | (1) 団体規約
(2) 団体の活動区域を示す図面で縮尺が2, 500分の1程度のもの
(3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては名称及び事務所の所在地)を記載した書類
(4) その他市長が必要と認める書類 |

令和 第 年 月 日

様

八代市長 印

景観形成住民団体認定通知書

令和 年 月 日付けで認定の申請があった景観形成住民団体については、次のとおり認定したので、八代市景観条例施行規則第 1 6 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 団体の名称
- 2 団体の事務所の
所在
- 3 代表者の住所 住所
及び氏名 氏名
- 4 認定番号 第 号
- 5 認定年月日 令和 年 月 日
- 6 主たる活動の内容
- 7 活動区域

令和 第 年 月 日 号

様

八代市長 印

景観形成住民団体取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で認定した景観形成住民団体については、八代市景観条例第 2 0 条第 3 項の規定により次のとおり認定を取り消したので、八代市景観条例施行規則第 1 7 条の規定により通知します。

1 団体の名称

2 取消年月日 令和 年 月 日

3 取消の理由